



地方分権改革のこれまでの経緯及び 平成28年の提案募集の進め方

平成 28 年 4 月
内閣府地方分権改革推進室

地方分権改革のこれまでの経緯

内閣	主な経緯	
宮澤内閣 (H3.11 ~ H5.8)	H5.6 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)	第1次分権改革
細川内閣 (H5.8 ~ H6.4)		
羽田内閣 (H6.4 ~ H6.6)		
村山内閣 (H6.6 ~ H8.1)		
橋本内閣 (H8.1 ~ H10.7)		
小渕内閣 (H10.7 ~ H12.4)	H7.5 地方分権推進法成立 7 地方分権推進委員会発足(委員長:諸井虔)(~H13.7) H8.12第1次~H10.11第5次勧告	
森内閣 (H12.4 ~ H13.4)	H11.7 地方分権一括法成立	
小泉内閣 (H13.4 ~ H18.9)		
安倍内閣 (H18.9 ~ H19.9) (第1次)	H13.7 地方分権改革推進会議発足(議長:西室泰三) H14.6 ~ 17.6 骨太の方針(閣議決定)(毎年) ⇨ 三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革) H18.12 地方分権改革推進法成立 H19.4 地方分権改革推進委員会発足(委員長:丹羽宇一郎)(~H22.3) H20.5第1次~H21.11第4次勧告	第2次分権改革
福田内閣 (H19.9 ~ H20.9)		
麻生内閣 (H20.9 ~ H21.9)		
鳩山内閣 (H21.9 ~ H22.6)		
菅内閣 (H22.6 ~ H23.9)		
野田内閣 (H23.9 ~ H24.12)	H23.4 国と地方の協議の場法成立 4 第1次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し) 8 第2次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)	
安倍内閣 (H24.12 ~) (第2次、第3次)	H25.3 地方分権改革推進本部発足(本部長:内閣総理大臣) 4 地方分権改革有識者会議発足(座長:神野直彦) 6 第3次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲) H26.5 第4次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲) 6 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ H27.6 第5次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し)	

第1次地方分権改革

いわゆる地方分権一括法の概要

平成11年7月成立、平成12年4月施行 475本の法律を一括して改正

1. 機関委任事務制度の廃止と事務の再構成

- (1) 知事や市町村長を国の下部機関と構成して国の事務を執行させる仕組みである機関委任事務制度を廃止 (351法律改正)
- (2) これに伴い主務大臣の包括的な指揮監督権等も廃止 (通達行政の廃止)

2. 国の関与の抜本の見直し、新しいルールの創設

- (1) 機関委任事務に伴う包括的指揮監督権を廃止
- (2) 国の関与の新しいルールを創設 (地方自治法)
 - ・ 関与は個別の法令の根拠を要すること
 - ・ 関与は必要最小限のものとする
 - ・ 関与の基本類型を定め、原則としてこれによること 等
- (3) 個別法に基づく関与を整理縮小 (138法律)

- (例) 教育長の任命に係る文部大臣の承認 → 廃止
- ・ 公営住宅の管理等に関する建設大臣の指示 → 廃止

3. 権限移譲

- (1) 個別法の改正により、国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲 (35法律)
- (2) 特例市制度を創設し、20万人以上の市に権限をまとめて移譲

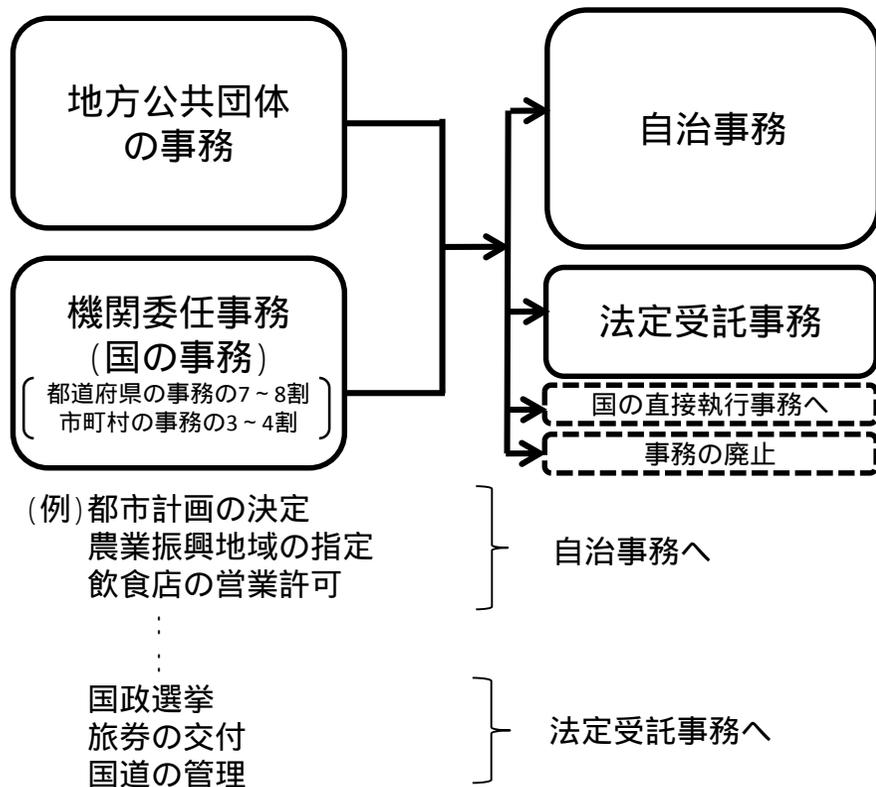
- (例) 国 → 都道府県 農地転用 (2ha超4ha以下) の許可権限
- 一定の保安林の指定・解除の権限
- ・ 都道府県 → 市町村 用途地域に関する都市計画の決定等
- 障害児に係る日常生活用具の給付

4. 条例による事務処理特例制度の創設

それぞれの地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度。

5. その他

- (1) 必置規制の見直し (38法律)
- (2) 市町村合併特例法の改正



- (例) 都市計画の決定
- 農業振興地域の指定
- 飲食店の営業許可

自治事務へ

- 国政選挙
- 旅券の交付
- 国道の管理

法定受託事務へ

第2次地方分権改革

1. 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）（第1次・第2次・第3次一括法等）

見直すべきとされた1,316条項に対し、975条項の見直しを実施（74%）

（例）施設・公物設置管理の基準 公営住宅の入居資格基準及び整備基準、道路の構造の技術的基準、保育所の設備及び運営に関する基準
協議、同意、許可・認可・承認 三大都市圏等における都道府県の都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止
職員等の資格・定数等 消防長及び消防署長の資格

2. 事務・権限の移譲等

（1）国から地方（第4次一括法等）

検討対象（地方が取り下げた事項を除く）とされた96事項に対し、66事項を見直し方針で措置（69%）

移譲する事務・権限【48事項】

例： 看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、 商工会議所の定款変更の認可、
自家用有償旅客運送の登録・監査等、 直轄道路・河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等

移譲以外の見直しを行う事務・権限【18事項】

例： ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供、 農地転用の許可等

（2）都道府県から市町村（第2次・第3次一括法等）

勧告事項である82項目に地方からの提案等を含めた105項目に対し、72項目の移譲を実施（69%）

例： 未熟児の訪問指導等、 農地等の権利移動の許可等、 三大都市圏の既成市街地等に係る用途地域等の都市計画決定

（3）都道府県から指定都市（第4次一括法等）

検討対象とされた64事項に対し、41事項（現行法で処理できるもの（8事項）を含む）を見直し方針で措置（64%）

移譲する事務・権限【29事項】

例： 県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定、
病院の開設許可、 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定

移譲以外の見直しを行う事務・権限【4事項】

例： パスポートの発給申請受理・交付、 農地転用の許可等

3. 国と地方の協議の場

国と地方の協議の場に関する法律が成立（H23.4.28）

地方に関わる重要政策課題について、地方と連携して対処していくため、同法に基づき引き続き運営

地方分権改革の成果（例）

～義務付け・枠付けの見直し～

地域課題への柔軟な対応が可能に

従来は、法令で全国一律の基準が定められていたが、国の地方に対する義務付け・枠付けの見直しにより、地方公共団体が、条例で独自の基準を定められるようになり、各地域の課題を柔軟に解決できるようになった。

「坂の街」長崎市の新たな道作り（長崎市）

道路の構造基準

従来

国基準で、道路勾配を12%以下に義務付け



現在

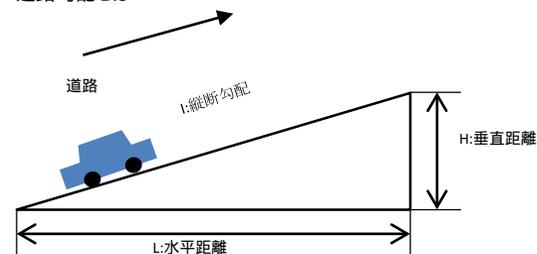
条例で、17%以下に引き上げ(H24～)

効果

急坂の多い地域でも道路整備が可能となり、住民の利便性が向上するとともに、緊急時の車両通行が可能に



<道路勾配とは>



$$I(\%) = H / L \times 100$$

地方分権改革の成果（例）

～ 県から市町村への権限移譲～

身近な窓口での行政サービス提供により利便性が向上

従来は、都道府県が窓口事務を行っていたが、権限移譲により、住民や事業者にとって身近な市町村が窓口事務を行うことができるようになり、利便性が向上した。

パスポート交付手続が迅速・便利に（佐賀県）

パスポートの発給

従来

県が実施
(窓口4カ所)

現在

全市町(20市町)が実施
(窓口21カ所)

条例による事務処理特例制度を活用し、権限移譲

効果

より身近な窓口で手続を行うことができるようになったほか、事務改善により、最短4日でのパスポート交付が実現

交付に要する日数

	従来	現在	
		佐賀市以外の市町受付	佐賀市受付
1日目	・申請受付 ・申請書発送	・申請受付 ・申請書発送	・申請受付 ・申請書発送
2日目	・申請書到着 ・審査	・申請書到着 ・審査	・申請書到着 ・審査 ・作成 ・1次検査
3日目	・作成 ・1次検査	・作成 ・1次検査	・2次検査 ・発送
4日目	・2次検査 ・発送	・2次検査 ・発送	・旅券到着 ・交付
6日目	・旅券到着 ・交付準備	・旅券到着 ・交付	
6日目	・交付		

※ 青色のセルは市町事務
※ 白色のセルは県事務

個性を活かし自立した地方をつくる

～「地方分権改革の総括と展望(概要)」(平成26年6月24日地方分権改革有識者会議)～

これまでの地方分権改革

地方分権改革の理念を構築

- 国・地方の関係が上下・主従から対等・協力へ

国主導による集中的な取組

- 時限の委員会による勧告方式

地方全体に共通の基盤制度の確立

- 機関委任事務制度の廃止
- 国の関与の基本ルール確立

法的な自主自立性の拡大

- 自治の担い手としての基礎固め

地方分権推進に向けた世論喚起

- 地方分権の意義を普及啓発

個性と自立、新たなステージへ 地方分権改革の更なる展開

改革の理念を継承し発展へ

- 個性を活かし自立した地方をつくる

地方の発意に根ざした息の長い取組へ

- 地方からの「提案募集方式」の導入
- 政府としての恒常的な推進体制の整備

地方の多様性を重んじた取組へ

- 連携と補完によるネットワークの活用
- 「手挙げ方式」の導入

真の住民自治の拡充 財政的な自主自立性の確立

- 自治の担い手の強化

改革の成果を継続的・効果的に情報発信

- 住民の理解と参加の促進

地方分権改革の推進体制

【内閣としての政策検討・決定】

地方分権改革推進本部

(閣議決定で内閣に設置)

本部長：内閣総理大臣(本部長)

副本部長：内閣官房長官

内閣府特命担当大臣
(地方分権改革)

本部長：その他全閣僚

開催実績

- 平成25年 3月 8日(金) 第1回会合
・義務付け・枠付けの第4次見直しについて
- 平成25年 5月28日(火) 第2回会合
・地方分権改革の在り方について
・国から地方への事務・権限の移譲等について
- 平成25年 9月13日(金) 第3回会合
・国から地方への事務・権限の移譲等について
・都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について
・地方分権改革の総括と展望について
- 平成25年12月20日(金) 第4回会合
・国から地方及び都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について
・地方分権改革の総括と展望について
- 平成26年 4月30日(水) 第5回会合(持ち回り開催)
・地方分権改革に関する提案募集の実施方針について
- 平成26年 6月27日(金) 第6回会合
・第4次一括法の施行等について
・地方分権改革の総括と展望について
・地方分権改革に関する提案募集方式について
- 平成27年 1月30日(金) 第7回会合
・平成26年の地方からの提案等に関する対応方針について
- 平成27年 7月14日(火) 第8回会合
・第5次地方分権一括法の施行等について
・平成27年の地方分権改革に関する提案募集の取組について
- 平成27年12月22日(火) 第9回会合
・平成27年の地方からの提案等に関する対応方針について

【有識者による調査審議】

地方分権改革有識者会議

(地方分権改革担当大臣の下で開催)

- | | |
|------------|--|
| 座長：神野直彦 | 東京大学名誉教授(財政学) |
| 座長代理：小早川光郎 | 成蹊大学法科大学院教授(行政法) |
| 構成員：市川 晃 | 住友林業株式会社 代表取締役社長
(経済同友会 地方分権委員会委員長) |
| 後藤春彦 | 早稲田大学大学院教授(都市計画) |
| 戸田善規 | 多可町長(兵庫県) |
| 勢一智子 | 西南学院大学教授(行政法) |
| 谷口尚子 | 東京工業大学准教授(政治学) |
| 平井伸治 | 鳥取県知事 |
| 森 雅志 | 富山市長 |

専門部会(地方分権改革有識者会議の下で開催)

具体的かつ重要なテーマごとに、有識者会議議員及び各分野の専門家による部会を開催し、国・地方その他関係者からのヒアリングを通じ、客観的な評価・検討に資する議論を行う

- 雇用対策部会
- 地域交通部会
- 農地・農村部会
- 提案募集検討専門部会

地方創生における地方分権改革の位置付け

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン - 国民の「認識の共有」と「未来への選択」を目指して - (平成26年12月27日閣議決定) (抄)

・目指すべき将来の方向

2. 地方創生がもたらす日本社会の姿

(1) 自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。

(中略) 地方創生においては、人口拡大期のような全国一律のキャッチアップ型の取組ではなく、それぞれの地方が、独自性を活かし、その潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出していくことが基本となる。そのためには、地方自らが、将来の成長・発展の種となるような地域資源を掘り起こし、それらを活用していく取組を息長く進めていく必要がある。地域に「ないもの」ではなく、「あるもの」を探していくことや、「ないもの」をチャンスととらえ、チャレンジしていくことが重要となる。また、地方の自主性・自立性を高め、分権型社会を確立することもその基盤となる。

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版) (平成27年12月24日閣議決定) (抄)

・地方創生に向けた多様な支援 - 「地方創生版・三本の矢」 -

4. 国家戦略特区制度、社会保障制度改革、地方分権、規制改革等との連携

(3) 地方分権との連携

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。

このため、地方分権改革に関する提案募集について、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、提案の最大限の実現を図るとともに、改革の成果を国民が実感できるよう、優良事例の普及や情報発信の強化等に努めていく。

平成28年1月22日 第190回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(抄)

地方の発意による、地方のための分権改革を進めます。自治体が地方版ハローワークを設置し、住民相談や企業支援と一体となった職業紹介が行えるようにします。

「提案募集方式」(H26年～)の概要・特色

概要

地方公共団体等

- ・「事務・権限の移譲」、「義務付け・枠付けの見直し」等について、具体的支障事例や制度改正による効果とあわせて提案

事前相談・提案

関係府省回答

関係府省回答に対する見解

提案内容、各種回答、調整結果は、内閣府のホームページで公表

政府

- ・内閣府が実現に向けて関係府省と調整
- ・重要と考えられる提案については、有識者会議又は提案募集検討専門部会で、集中的に調査・審議

特色

従来型の事務局、地方6団体、学識経験者による項目選定によっては取り上げることのできなかった、義務付け・枠付けの廃止・縮減、障害項目について提案

具体的な支障の指摘を伴った説得力ある提案

制度改正につながらなくとも、実際の支障に即した解決方策を見出すことにつながる提案

手挙げ方式という新しい権限移譲の方式の活用

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】

<平成27年12月22日 閣議決定>

1. 基本的考え方

地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤。地方創生における極めて重要なテーマ

地方からの提案を受けて、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進

2. 一括法案等の提出

法律改正事項については、一括法案等を平成28年通常国会に提出することを基本

現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化

引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告

3. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施

4. 主な見直し事項(提案募集方式ならでの成果)

1. 地方創生、人口減少対策に資するもの

- ・空き家への短期居住等に旅館業法が適用されない場合の明確化
- ・病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化
- ・緑地面積率条例制定権限の町村への移譲
- ・都市公園における運動施設の敷地面積に係る基準の弾力化
- ・地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人の対象に学校法人を追加

2. これまでの懸案が実現に至ったもの

- ・新たな雇用対策の仕組み～ハローワークの地方移管～
- ・診療所に係る病床設置許可権限等の指定都市への移譲
- ・水質汚濁物質の総量削減計画に係る国の同意廃止

3. 地域の具体的事例に基づくもの

- ・小規模な給水区域の拡張による水道事業の変更認可又は届出に係る水需要予測の簡素化
- ・施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和
- ・災害時における放置車両の移動等に係る措置の拡大

4. 委員会勧告方式が対象としていなかったもの

- ・公営住宅の一部入居者(認知症患者等)に対する収入申告方法の拡大

平成27年度の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果（主なもの）

1 地方創生、人口減少対策に資するもの

提案主体 (関係府省)	実現内容	提案実現の効果
福井市、群馬県、福島県、新潟県 (厚生労働省)	空き家への短期居住等に旅館業法が適用されない場合の明確化 (旅館業法) 【通知】	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家への短期居住について、旅館業法の適用外となる条件が明確化されることにより、空き家の有効活用とともに地方移住の促進に資する。 ・体験学習を伴う教育旅行等における宿泊体験について、旅館業法の適用外となる条件が明確化されることにより、地域の継続的な取組による都市農村交流の促進に資する。
鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市 (内閣府、厚生労働省)	病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化 (子ども・子育て支援法) 【要綱改正】	近接病院等から看護師等が迅速に駆けつけられる場合は必ずしも職員の常駐を要件としないなど、柔軟な運用が可能である旨が明確化されることにより、児童の少ない中山間地域等において効率的かつ安定的に病児保育サービスを提供することが可能となり、子育て環境の整備に資する。
全国町村会、栃木県（経済産業省）	緑地面積率条例制定権限の町村への移譲 (工場立地法) 【法律改正】	町村が独自の判断で工場の緑地面積率等を定めることができるようになることにより、周囲の環境と調和を図りつつ積極的な企業支援を行うことで、企業の誘致等が促進され、地域経済の活性化及び雇用の促進に資する。
岐阜県 (国土交通省)	都市公園における運動施設の敷地面積に係る基準の弾力化 (都市公園法) 【政令改正】	都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計が、当該都市公園の敷地面積の百分の五十を超えてはならないと定められている基準を弾力化することにより、地域のニーズに応じた運動施設の整備に資する。
大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、京都府、大阪市 (国土交通省)	地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人の対象に学校法人を追加 (地方住宅供給公社法) 【省令改正】	学校法人が、地方住宅供給公社が供給する住宅を学生寮として直接学生に賃貸することができるようにするとともに、学生にとって保証人が不要となることにより、地方大学の活性化や公社賃貸住宅の活用促進に資する。

平成27年度の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果（主なもの）

2 これまでの懸案が実現に至ったもの

提案主体 (関係府省)	実現内容	提案実現の効果
全国知事会等 (厚生労働省)	新たな雇用対策の仕組み～ハローワークの地方移管～ (職業安定法、雇用対策法、雇用保険法)	5頁参照
九州地方知事会、指定都市市長会、神戸市 (厚生労働省)	診療所に係る病床設置許可権限等の指定都市への移譲 (医療法) 【政令改正】	既に指定都市に移譲されている診療所、病院の開設許可等と一体的に管理を行えることにより、指定都市における地域の医療資源の状況把握が可能になり、適切な医療の提供に資する。
兵庫県（環境省）	水質汚濁物質の総量削減計画に係る国の同意廃止 (水質汚濁防止法) 【法律改正】	都道府県が総量削減計画を策定する際の環境大臣への同意を要する協議について、同意を要しない協議に見直すことにより、協議のみで策定できるようになり、事務手続が軽減され、迅速かつ主体的な計画策定が可能となる。

3 地域の具体的事例に基づくもの

提案主体 (関係府省)	実現内容	提案実現の効果
宇都宮市 (厚生労働省)	小規模な給水区域の拡張による水道事業の変更認可又は届出に係る水需要予測の簡素化 (水道法) 【手引き改訂】	小規模な給水区域の拡張による水道事業の変更認可又は届出の際に必要な水需要予測について、拡張給水区域の給水人口が100人以下であるなどの一定の要件に適合すれば簡素化を可能とすることにより、小規模集落に対する近隣水道事業者からの円滑な給水を促し、安全・安心な生活環境の効率的かつ持続的な確保に資する。
島根県、中国地方知事会、京都府、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 (厚生労働省)	施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和 (予防接種法) 【省令改正等】	児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者の行方は分かるものの連絡が取れない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができない場合については、施設長等の同意で予防接種を可能とすることにより、施設入所児童等の感染を予防し、感染症の拡大防止に資する。

平成27年度の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果（主なもの）

提案主体 (関係府省)	実現内容	提案実現の効果
東京都 (内閣府、国土交通省)	災害時における放置車両の移動等に係る措置の拡大 (災害対策基本法) 【法律改正】	臨港道路の管理者による放置車両等の移動等を可能とすること等により、大規模災害発生時における臨海部の緊急輸送ルートの円滑かつ迅速な確保に資する。

4 委員会勧告方式が対象としていなかったもの

提案主体 (関係府省)	実現内容	提案実現の効果
京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 (国土交通省)	公営住宅の一部入居者（認知症患者等）に対する収入申告方法の拡大 (公営住宅法) 【法律改正等】	公営住宅の家賃の決定に係る入居者からの毎年度の収入申告について、認知症患者等に対し職権認定を認めるなどその方法が拡大されることにより、申告漏れによる家賃負担額の増加が回避され、認知症患者等の保護に資する。

平成27年度の地方からの提案等に関する対応方針（事項概要 2 / 2）

義務付け・枠付けの見直し等

〔予防接種法〕
施設入所児童等の保護者が行方不明等の場合に、施設長等が親権を行使して予防接種の実施に同意できる旨を通知

施設入所児童等の保護者の行方は分かるが連絡が取れない等の事由により、保護者の同意の有無が確認できない場合に、施設長等の同意により予防接種の実施を可能に

〔旅館業法〕
移住希望者の空き家への短期居住について、旅館業法の適用を受けない要件を明確化

地域協議会等が実施する教育旅行等における宿泊体験について、旅館業法の適用を受けない要件を明確化

農村漁業体験民宿の客室面積要件を農村漁業者以外の者が自宅で営む場合についても緩和し、空き家でも営む場合についても検討・結論（28年中）

〔旅館業法及び産後ケア事業〕
産後ケア事業について、ガイドラインの策定に向けて事業内容の明確化、衛生管理の方法等を検討・結論（28年度中）。その状況に応じ、旅館業法等との関係を検討・結論

〔保健師助産師看護師法〕
助産学実習中の分べん取扱件数について、九回を下回った場合には指定規則に定める要件を満たないと判断される旨を通知（27年度中）

〔生活保護法〕
金銭管理支援を自立支援プログラムに位置付けて実施することで電気代等の支払に係る効果的な支援が可能である旨を明確化

要保護者の資産・収入等に関する調査について、雇主等に対する協力要請を検討・結論（28年中）
費用返還義務に係る債権の管理の在り方を、生活保護制度の見直しに併せて検討・結論

費用等の徴収に係る債権は、破産法の免責許可の効力を及ぼさない旨などを通知
費用返還請求が速やかにできるよう、日本年金機構等に対する年金関連情報の照会事務の円滑化の方策を検討・結論（28年中）

〔社会福祉法〕
地方社会福祉審議会において精神障害者福祉についても議論を可能に

〔離島毛織 毛織産毛織各法〕(再掲)

〔水道法〕
小規模な給水区域の拡張による水道事業変更について、一定の要件を満たす場合には水需要予測を簡素化

〔災害対策基本法〕(再掲)
〔老人福祉法〕
軽費老人ホームのサービス提供に係る利用者からの徴収額の在り方を検討・結論（28年度中）
〔母子及び父子並びに寡婦福祉法〕

ひとり親が就職に有利な資格を取得することを支援する高等職業訓練促進給付金の機能の充実を検討・結論（28年度予算編成過程）

〔農村地域工業等導入促進法〕
人口要件を緩和
〔看護師等人材確保促進〕
看護師等の離職時等の届出制度の周知・広報の徹底

〔介護保険法〕
特別居宅介護サービス費等の支給対象地域の見直しを促進。指定訪問看護ステーションのサテライトは、柔軟な指定が可能である旨を周知

高齢者等が一般住宅等に移住した場合の介護給付費の財政調整について、調整交付金の在り方を検討・結論（28年中）

将来において食事の提供等を行うことを取り決めているサービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームに該当し、住所特例の適用対象となる旨を周知
障害者支援施設等へ入所していた者への住所地特例の適用について実態等を踏まえ検討・結論（28年中）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護報酬について、30年度予定の改定に向けて検討・結論

〔障害者総合支援法〕
市町村等の指導検査事務の一部の法人への委託を可能に
障害支援区分の認定に必要な医師意見書を作成する医師を確保するため、都道府県の実主治医研修を引き続き支援し、取組事例を周知

特別介護給付費等の支給に際して行う基準該当事業所の認定等は、障害者が居住する市町村のみならず事業所が所在する市町村も行うことが可能である旨を周知
卒業後に就労継続支援B型事業の利用を希望する特別支援学校高等部の生徒に、在学校内で就労アセスメントの実施が可能である旨を改めて周知
施設外就労の達成度評価に係る日数要件の緩和を30年度の報酬改定に向けて検討・結論

〔子ども・子育て支援法〕(再掲)
〔マイナンバー法〕(再掲)

〔難病法〕
患者が受給者証記載の指定医療機関以外で診療を受けた場合であっても、当該患者の事情に応じて特定医療費の支給が可能である旨を通知

受給者証の交付申請時の添付書類の削減、指定医療機関の名称等の記載の廃止など、交付に係る事務負担の軽減を検討・結論（28年中）

〔労使関係総合調査事業〕
労働組合基礎調査について、オンライン回答率が高い都道府県の取組事例を通知

〔認知症初期集中支援推進事業〕
認知症初期集中支援チームの医師要件について、チーム設置状況を調査し必要な措置。市町村内に要件を満たす医師がいない場合のチーム設置に係る取組を周知

〔8〕農林水産省

〔土地改良法〕
施設更新事業について、同意徴集手続の省略が可能となる場合の留意点を通知

〔漁業法及び水産資源保護法〕
届出漁業の操業に係る提出書類の簡素化

内水面漁業調整規則改正に係る事務について、認可の際の留意点を通知
〔農林水産施設復旧暫定措置法〕及び漁業災害法〕
補助率の高上げ申請に必要な書類を明確化

〔森林法〕
保安林の解除に係る農林水産大臣への協議について、同意を要しない協議に見直し

〔農地法〕
農地転用許可の申請書に添付する書類を明確化

〔離島毛織 毛織産毛織各法〕(再掲)
〔漁業近代化資金融通法〕

都道府県の利子補給に係る漁業近代化資金の法定上限超過の可否を都道府県が判断する仕組みに見直し
〔農業振興地域の整備に関する法律〕
山林原野化した非農地は5年に一度の基礎調査を行うことなく農用地区域からの除外が可能である旨を通知

市町村条例に基づく地域の農業の振興に関する計画で設置できる施設を明確化
農業用施設は予め農用地区域に編入しなくても設置が可能である旨を通知

〔卸売市場法〕
中央卸売市場の再編基準を見直す方向で検討・結論（27年度中）

中央卸売市場内で禁止される仲卸業者による恒常的な小売活動を明確化

〔農村地域工業等導入促進法〕(再掲)
〔林業・木材産業改善資金助成法〕

毎年度、都道府県が大臣に提出している月別資金管理計画書を廃止する方向で検討・結論（27年度中）

〔沿岸漁業改善資金助成法〕
毎年度、都道府県が大臣に提出している月別資金管理計画書を廃止する方向で検討・結論（27年度中）

〔持続農業法〕
環境と調和のとれた農業生産の確保を図るため、持続性の高い農業生産方式に係る技術について、追加する方向で検討・結論（27年度中）

〔農地中間管理機構法〕
農用地利用配分計画へ添付する全部事項証明書を廃止

〔土地改良事業関係補助金〕
経費の額の変更について、大臣承認が不要な場合を追加する方向で検討・結論（28年中）

〔林業関係事業補助金〕
工事の早期着手に係る手続を周知し、毎年度可能な限り早期に交付決定を実施

〔鳥獣被害防止総合対策交付金〕
現地確認者について、鳥獣被害対策実施隊員も含まれる旨を通知

地域協議会の構成員が実施する活動も事業対象に含まれる旨を明確化

〔森林・林業再生基金交付金〕
木材調達と施設建設とを分離発注する場合の具体的な方法を確認
〔水産多面的機能発揮対策交付金〕

毎年度可能な限り、地方の実態を勘案した支払計画を策定
〔多面的機能支払交付金〕
地方の取組状況等を踏まえ第三者委員会から意見聴取を行い市町村条例に基づく地域の農業の振興に関する計画で設置できる施設を明確化

提出書類が必要最小限のものとなるよう、長期利用財産処分報告書の記載事例を通知

〔9〕経済産業省

〔高压ガス保安法〕
コールドエバポレータについて、製造・貯蔵の届出を同時に行う場合の添付書類を省略

〔高压ガス保安法及びLPガス法〕
新型バルクローリについて、2法の許可を同時申請する場合の添付書類を省略、手数料を条例で定めることが可能である旨を通知

〔離島毛織 毛織産毛織各法〕(再掲)
〔商標法〕

地域団体商標の審査において行う都道府県内の周知性に係る照会を、出願人が所在する都道府県以外に廃止

〔農村地域工業等導入促進法〕(再掲)
地方公共団体の負担軽減に資するよう、非自動はかりの定期検査について、指定定期検査機関を指定した事例を周知

特定市町村の負担軽減に資するよう、基準分調について、地方公共団体間で貸し借りを行っている事例を周知

〔10〕国土交通省

〔砂防法〕
砂防事業における構造協議について、必要な資料を明確化

〔水防法〕
水防団員が、消防団員の身分を有すること等により、大規模災害時における「救助に関する業務」を行うことが可能である旨を通知

〔建築基準法〕
建築主事を置く市町村等の公共建築物について、定期点検の対象の限定を可能に

〔港湾法〕
国有港湾施設を目的外使用する場合の国への承認申請の要否の判断に資する例示を通知

〔公営住宅法〕
公営住宅の非現地における建替え等の方策について、総合的に検討・結論（28年中）

公営住宅入居者の毎年度の収入申告について、認知症患者等の収入申告方法を拡大（29年通常国会に法案提出）
公営住宅の明渡請求の対象となる高所得者の収入基準について、地域の実情を反映する方向で検討・結論（28年中）

〔気象業務法〕
火災と津波のサイレンの重複に係る留意点を通知、住民の意向等を踏まえた対応を検討・結論（28年中）

〔旅行業法〕
地域限定旅行業の業務範囲、営業保証金の供託義務・額、旅行業務取扱管理者の資格要件を検討・結論（28年中）

〔離島毛織 毛織産毛織各法〕(再掲)
〔都市公園法〕

都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合に係る基準（百分の五十）を弾力化するための具体的な制度設計を検討・結論（28年中）

条例で定める仮設の物件等に係る占用期間を延長
〔駐車場法〕
路外駐車場に関し、児童公園の取扱いを周知、換気装置の基準を緩和

〔災害対策基本法〕(再掲)
〔河川法〕
流水占用料等の徴収方法について、条例により複数年度分を一括で徴収することを可能に

〔地方住宅供給公社法〕
公社賃貸住宅の賃借人の資格に「学校法人」を追加
公社賃貸住宅の賃借人に係る保証人規定を廃止

〔都市計画法〕
開発許可に係る公園等の設置に関する下限面積基準について、一定の範囲で条例で規定を可能に

市町村の都市計画変更における輕易な変更とされる事項を追加
町村の都市計画決定等に係る知事同意協議について協議の留意事項の定着状況を踏まえ、同意の廃止を含め検討・結論（30年中）

開発許可に係る緩衝帯の設置基準を適用しないことも可能である旨の明確化を検討・結論（28年中）

〔農林地域工業等導入促進法〕(再掲)
〔国土利用計画法〕

土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の在り方を検討・結論（28年中）

〔社会資本整備総合交付金〕
社会資本整備総合交付金の対象となる下水道事業について、手続の簡素化が可能である旨を通知

〔連携中枢都市圏構想推進要綱〕(再掲)

〔11〕環境省

〔離島毛織 毛織産毛織各法〕(再掲)
〔廃棄物の処理及び清掃に関する法律〕

官民連携（PPP）等を活用した一般廃棄物処理業の委託について、運用を明確化

〔水質汚濁防止法〕
総量削減計画の策定に係る環境大臣への協議について、同意を要しない協議に見直し

〔瀬戸内海環境保全特別措置法〕
汚水等を排出する特定施設の設置の許可に係る規制の在り方を検討・結論（改正法施行後5年内を目途）

〔原子力災害対策特別措置法〕
安定ヨウ素剤の事前配布に係る住民への説明会を省略できる場合を明確化

〔浄化槽市町村整備推進事業〕
共有浄化槽を設置する場合の国庫補助対象とする要件を緩和

空き家への短期居住等に旅館業法が適用されない場合の明確化

通知

提案主体: 福井市

現在

宿泊料を受けて、不特定多数の者を反復継続して宿泊させる場合、旅館業法による許可が必要

空き家へのお試し移住の場合に「不特定多数」「反復継続」に該当するか、判断基準が不明確

見直し

支障



旅館業に該当すれば、衛生確保のための改修が必要



移住希望者が空き家にお試し移住できない

提案実現後

対象物件を自治体が特定
お試し移住の希望者が実際に居住する意思を有することを自治体を確認

これらを満たす場合、お試し移住が旅館業法の適用を受けないことを明確化

効果

移住希望者の空き家へのお試し移住が可能になる



空き家の有効活用

地方移住の促進

病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化

要綱改正

提案主体：鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市

現在

国の補助を受けて病児保育を実施する場合、**看護師等を利用児童概ね10人につき1名以上**配置しなければならない 当面症状の急変は認められない

職員を**常時**配置すべきかが**不明確**

支障



病院・診療所内で看護師等を保育室に常駐させずに病児保育を行う場合、**国の補助対象か否かが明らかでなく、自治体の負担で実施**

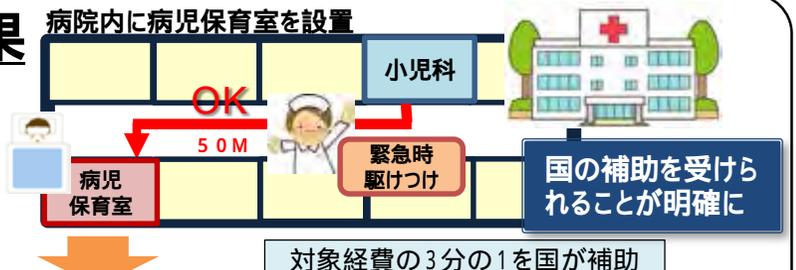
見直し

提案実現後

職員を常時、配置しなくてもよい場合を**明確化**

看護師等が緊急時に駆けつけられる場合

効果



病児保育が広がる

地方における子育て環境の充実
女性の活躍推進にも資する



災害時における放置車両の移動権限の付与等 法律改正

提案主体: 東京都

現在

大規模災害発生時における
放置車両の移動権限

道路管理者 (国道、県道等)	
港湾管理者 (臨港道路)	×



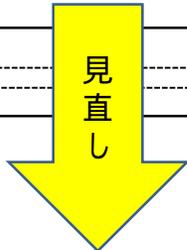
支障 東京湾臨海部に広域防災拠点あり。
首都直下地震発生時、レインボブリッジ下層部の臨港道路にある放置車両を移動できない。



救出救助・医療救護活動などの災害応急対策の実施に支障が生じる。



見直し



提案実現後

道路管理者 (国道、県道等)	
港湾管理者 (臨港道路)	



効果

放置車両の移動

緊急車両通行ルート of 迅速な確保

災害救助活動の円滑化

国民の生命・財産の保護

